## 公 示

第五管区海上保安本部長公示第39号

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号)第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年10月16日

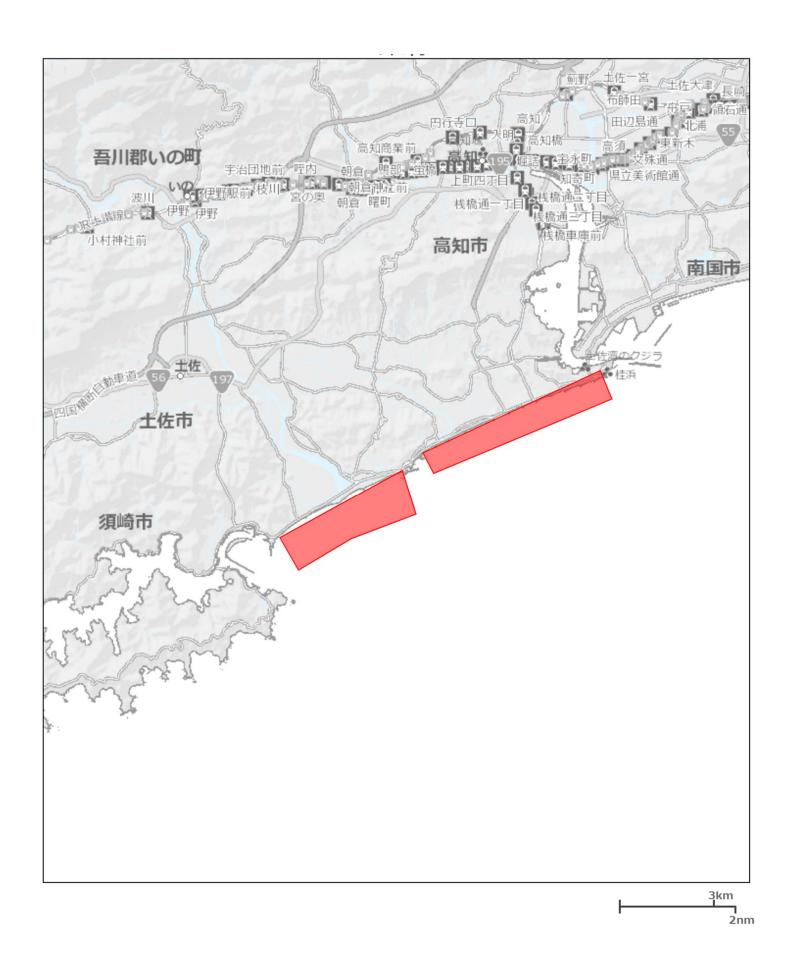
第五管区海上保安本部長(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名 称 四国地方整備局高知河川国道事務所長
- (2)住 所 高知県高知市六泉寺町96番地7
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1)区 域 高知海岸(長浜・戸原工区、 仁ノ・仁淀川・新居工区) (別添付図のとおり)
- (2)期間 令和7年11月25日から 令和8年1月16日まで
- 3 水路測量の実施方法

GNSS受信機による測位、マルチビーム音響測深機による測深を 実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則 (昭和 25 年運輸 省令第 55 号) 第 6 条に定める標識を掲揚する。



海上保安庁(JCG)、(C)Esri Japan

出典:海洋状況表示システム (https://www.msil.go.jp/)

:測量区域